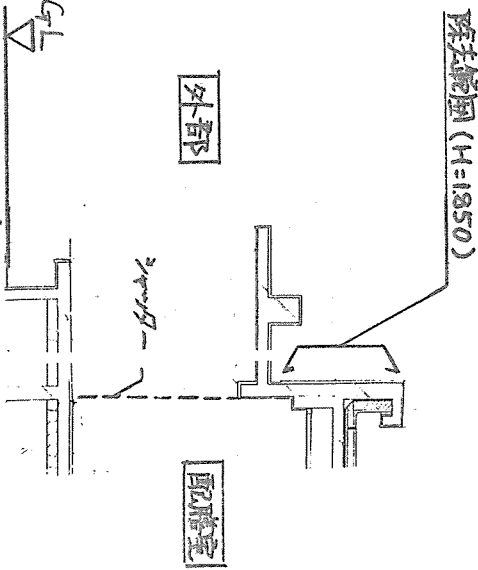


質疑・回答書

告示番号	件 名	豊中市立桜井谷小学校給食配膳室改修工事
No	質疑事項	回 答
1	石綿含有仕上塗材の剥離剤工法による試験施工の施工場所ですが、本施工除去工事範囲外と考えてよろしいでしょうか。また、その場合夏休前の試験施工と考えてよろしいでしょうか。	試験施工箇所は、除去工事範囲内とします。なお、試験施工を夏休み前に行うことは可とします。ただし、給食の運営に支障の無いよう管理者との打合せを行うこととします。
2	A-8に、石綿含有仕上塗材除去工事の対称箇所を外壁 リンジ 吹付と記載されています。A-12には壁・軒 外壁改修(石綿含有外壁仕上塗材)と記載され外壁の除去範囲は図示されていますが、軒に関しては図示されておりません。(A-13展開図にも図示なし)石綿含有塗材の除去範囲は壁のみと考えてよろしいでしょうか。ご指示お願いします。	除去範囲について平面範囲はA-12図記載によるものとし、立面範囲は下図によります。 

豊中市総務部契約検査課

TEL 06-6858-2075・2076

FAX 06-6858-7225

E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp